

平成29年小野町議会定例会2月会議

議事日程（第3号）

平成29年2月24日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 1号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第5号）
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 2号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 3号 平成28年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 4号 平成28年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 5号 平成28年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 6号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 7号 平成28年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第 8号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第 9号 平成29年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第12 議案第10号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第13 議案第11号 平成29年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第12号 平成29年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第13号 平成29年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成29年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成29年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成29年度小野町水道事業会計予算
- 日程第19 議案第17号 小野町ふるさと応援寄付金基金条例について
〔討論、採決、以下日程第21まで同じ〕
- 日程第20 議案第18号 小野町子ども・子育て会議条例について
- 日程第21 議案第19号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例について
- 日程第22 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第26まで同じ〕
- 日程第23 議案第21号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第24 議案第22号 小野町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第25号 小野町除染対策事業特別会計設置条例を廃止する条例について

[討論、採決]

日程第28 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について

[討論、採決]

日程第29 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで議事日程に同じ

(追加)

日程第1 議員提出議案第1号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

出席議員(11名)

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君		

欠席議員(1名)

12番 村上昭正君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	村上春吉君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	山名洋一君
町民生活課長	石井一一君	健康福祉課長	村上昭一君
子育て支援課長	鈴木稔君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	吉田吉広君
会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田	浩祥	次	長	折笠	顕一	
書	記	二瓶	由佳子	書	記	猪狩	信輔

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○副議長（吉田康市君） 村上議長より、体調不良のため本日の会議を欠席する旨、届け出がありましたので、地方自治法第106条第1項の規定に基づき議長の職務を代行いたします。

ただいまから平成29年小野町議会定例会2月会議第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○副議長（吉田康市君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○副議長（吉田康市君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（佐・登君） 予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託事件の審査の結果並びに経過について、ご報告申し上げます。

平成29年小野町議会定例会2月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げて、予算決算常任委員会の報告といたします。

○副議長（吉田康市君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第17号 小野町ふるさと応援寄付金基金条例について、企画政策課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町を応援するために寄せられる「ふるさと応援寄付金」を、魅力あるまちづくり実現のため積み立てし、必要な事業に振り分け等を行い運用することを目的に基金を設置するため、新たに条例を制定し、平成29年4月1日より施行するものであります。

本案について、基金を造成する目的、積立金の管理方法、寄付金の使途について明記されていない理由、公表方法等について質疑がありました。

次に、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案については、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成28年10月7日付けで福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うものであり、配偶者に係る扶養手当の見直しとして、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引き上げる内容で、平成29年4月1日から段階的に施行するものであります。

次に、議案第21号 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について。

本案については、審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、当該法律の一部を改正する法律が、平成29年1月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、育児休業に係る子の範囲について拡大されたことから、関係する小野町職員の育児休業等に関する条例及び小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の所要の改正を行うもので、平成29年4月1日から施行するものであります。

なお、議案第20号、議案第21号の審査に当たっては、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受けたものであります。

次に、議案第22号 小野町税条例等の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、小野町税条例について所要の改正を行うものであり、個人の所得税控除の該当になる寄付先の法人呼称の変更、個人住民税における住宅ローン控除適用期限の延長、軽自動車税のグリーン化特例による税率軽減の適用期限を延長する改正であります。

また、消費税が引き上げられることが前提となる改正であります。地域間の財政力格差の縮小を図るため、法人住民税の法人税割の引き下げ、平成31年9月に県税の自動車取得税を廃止し、同年10月から町の軽自動車税に環境性能割を新設し、課税するものであります。

次に、議案第25号 小野町除染対策事業特別会計設置条例を廃止する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により実施していた除染対策事業の円滑な運営とその経理の適正を図ることを目的に設置したものであります。除染対策事業が終了したことから、平成29年4月1日をもって廃止するものであります。

ただし、経過措置により、平成28年度の収入及び支出並びに決算につきましては、平成29年5月31日までの効力を有するものとするものであります。

本案について、側溝等の堆積物の処理方法、予算対応に関する質疑がありました。

以上が、平成29年小野町議会定例会2月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○副議長（吉田康市君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、田村弘文委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 田村弘文君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（田村弘文君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第18号 小野町子ども・子育て会議条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、子ども・子育て支援法において、子ども・子育てに関する事務を処理する合議制の機関を条例で定め、設置するよう努めなければならないとされていることから、子どもの育成や子育て支援に関する包括的な調査審議を行う会議を設置するため、新たに条例を制定し、平成29年4月1日より施行するものであります。

新たに設置される子ども・子育て会議と、現在委嘱している次世代育成支援行動計画審議委員会との違いについて質疑がありました。また、子ども・子育て会議の委員について、保護者や学識経験者等のバランスに配慮した選任の要望がありました。

次に、議案第19号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、児童福祉法等の改正により妊娠期から子育て期にわたるまで、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」の設置が努力義務とされていることから、安心して子育てができるまちづくりを推進するため、「小野町子育て世代包括支援センター」を設置する条例を制定し、平成29年4月1日より施行するものであります。

なお、従来の「小野町母子健康センター」の所掌事務を「小野町子育て世代包括支援センター」で引き継ぎ行うこととなるため小野町母子健康センター設置条例は廃止するものであります。

子育て世代包括支援センターにおいて提供するサービスについて、他自治体の事例などをよく調査研究し、安心して子育てができるまちづくりを進めて欲しいとの要望がありました。

次に、議案第23号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、介護保険施行令の一部を改正する政令が公布され、平成29年4月1日に施行となることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議

案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町営住宅の老朽化等に伴い5戸の住宅解体を行ったことにより、住宅管理戸数を改めるもので、平成29年4月1日から施行するものであります。町営住宅の空家状況や構造別の住戸数等について質疑がありました。

次に、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、産業振興課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特定非営利活動法人小野自然倶楽部を平成29年4月1日より平成34年3月31日までの5年間、公の施設である日影南麓緑とのふれあいの森公園の指定管理者として指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

日影南麓緑とのふれあいの森公園を活用したイベントの開催方法や、特定非営利活動法人小野自然倶楽部より提案された事業計画の内容について質疑があったほか、提供する食材について、町内産の農畜産物を積極的に使用するよう要望がありました。

以上が、平成29年小野町議会定例会2月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○副議長（吉田康市君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第1号～議案第8号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第3、議案第1号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第10、議案第8号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで、8議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第1号から議案第8号まで8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの討論を終わります。

◎議案第1号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第1号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第5号）について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（吉田康市君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 平成28年度小野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号～議案第8号の採決

○副議長（吉田康市君） 次に、議案第2号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から

議案第8号 平成28年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの7議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第16号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第11、議案第9号 平成29年度小野町一般会計予算から、日程第18、議案第16号 平成29年度小野町水道事業会計予算まで8議案を一括課題とします。

議案に対する討論を行います。

議案第9号から議案第16号まで8議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第9号から議案第16号までの討論を終わります。

◎議案第9号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第9号 平成29年度小野町一般会計予算について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（吉田康市君） 起立全員であります。

したがって、議案第9号 平成29年度小野町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第16号の採決

○副議長（吉田康市君） 次に、議案第10号 平成29年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第16号 平成29年度小野町水道事業会計予算まで7議案についてお諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第16号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第19号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第19、議案第17号 小野町ふるさと応援寄付金基金条例についてから日程第21、議案第19号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第17号から議案第19号までの3議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第19号までの討論を終わります。

◎議案第17号～議案第19号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

議案第17号 小野町ふるさと応援寄付金基金条例についてから議案第19号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例についてまでの3議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号から議案第19号までの3議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第24号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第22、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第26、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの5議案を一括議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第20号から議案第24号までの5議案を一括討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第24号までの討論を終わります。

◎議案第20号～議案第24号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について、お諮りいたします。

本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第20号から議案第24号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第27、議案第25号 小野町除染対策事業特別会計設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第25号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第25号の討論を終わります。

◎議案第25号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

議案第25号 小野町除染対策事業特別会計設置条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の討論

○副議長（吉田康市君） 日程第28、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案に対する討論を行います。

議案第26号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第26号の討論を終わります。

◎議案第26号の採決

○副議長（吉田康市君） 議案の採決を行います。

議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○副議長（吉田康市君） 日程第29、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。

2番、会田明生委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 会田明生君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（会田明生君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、企業対策特別委員会の活動についての中間報告を申し上げます。

初めに、昨年12月26日、村上議長にご同席をいただき、委員会を開催し、企業誘致施策の現状や今後の委員会活動について協議を行ったものであります。

協議に当たっては、小野町の産業構成、事業所数や製造品出荷額、隣接市町村との間における労働力の流入・流出状況など、各種統計資料による現状分析のほか、国の企業立地動向調査結果や全国の先進的な企業誘致施策の事例などをもとに、改めて論点を整理しながら意見を交わしたところであります。

その上で、我が町における新たな工業団地整備の必要性、企業誘致のための有効な施策については、引き続き、委員会で検討・議論を重ねることとしたところであります。

次に、2月21日、村上議長にご同席をいただき、企画政策課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

委員会冒頭、企画政策課長より、株式会社小野サントップの廃業に伴い、町に対し用地活用について協力要請があったこと、株式会社アブクマ小野町工場の創業に向けた状況、小野高等学校の進路状況などについて報告・説明を受け、質疑を行ったもので、特に、町内企業の雇用確保については、何らかの対策を講じていく必要があり、当委員会でも継続的に検討することといたしました。

なお、平成29年度の委員会活動についての協議も行い、企業誘致に関する情報収集、事例調査などを進めながら企業誘致方針、各種支援メニューの検討、提言をしていくこととしたところであります。

以上が、当委員会の中間報告であります。引き続き委員会活動を積極的に行い、企業誘致と既存企業の育

成に精力的に取り組むことを申し添え、報告といたします。

○副議長（吉田康市君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

3番、竹川里志委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（竹川里志君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、議会改革特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

去る1月12日に議会改革特別委員会を開催し、一般質問の今後のあり方について協議いたしました。

各委員からは、一般質問を通じて議論を深めていくためには、どのような方法が有効であるのかという視点から、現状を踏まえながら様々な意見が出されました。

一般質問は、行財政全般について執行機関の所信や疑問をたずねることであり、その意義を再認識し、継続してそのあり方について協議することといたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、当特別委員会の所管事項の調査・検討活動を精力的に行い、積極的に議会改革に取り組んで参りますことを申し添え、報告といたします。

○副議長（吉田康市君） 次に、公共施設検討特別委員会の報告を求めます。

公共施設検討特別委員会委員長。

9番、久野峻委員長。

〔公共施設検討特別委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○公共施設検討特別委員会委員長（久野 峻君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、公共施設検討特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

初めに、昨年12月7日に特別委員会を開催いたし、特別委員会が申し入れた「認定こども園」建設候補地の視察を踏まえ、建設候補地について協議いたしました。

協議の結果、町では専門業者に委託し、より詳細にこの土地の敷地造成の可能性について調査している状況であることから、その調査結果を受けて再度協議を行うことといたしました。

次に、本年1月19日、町からの要請により特別委員会が申し入れた「認定こども園」建設候補地の調査結果について説明を受けるため、子育て支援課長の出席のもと、特別委員会を開催いたしました。

子育て支援課長より、専門業者による調査結果をもとに2つの敷地造成パターンが示され、敷地有効面積等の開発概要、用地補償費を含む敷地造成に係る概算全体事業費等について説明を受けました。

各委員からは、この場所を建設用地として選定した場合の財政負担、敷地造成費用削減の方策、現在地建てかえの技術的可能性などについて、質疑・意見がありました。

特別委員会としては、このたびの調査結果をもとに、改めて協議を行うことといたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたしますが、今後も引き続き、所管事項の調査・検討活動を精力的に行って参りますことを申し添え、報告といたします。

○副議長（吉田康市君） 次に、税に関する調査特別委員会の報告を求めます。

税に関する調査特別委員会副委員長。

5番、田村弘文副委員長。

〔税に関する調査特別委員会副委員長 田村弘文君登壇〕

○税に関する調査特別委員会副委員長（田村弘文君） 平成29年小野町議会定例会2月会議において、「税に関する調査特別委員会」の活動についての中間報告を申し上げます。

去る2月22日、村上議長にご同席をいただき、総務課長、税務課長、副課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

当特別委員会は、今般の固定資産税等の課税誤りを重く受けとめ、集中審査するため設置されたところであり、第1回目の委員会においては、初めに特別委員会の進め方や主な調査事項として、課税誤りの原因、その後の経過、今後の還付処理、再発防止策、加えて議会の監視機能強化と対応などを中心に調査、検討を進めることといたしましたものであります。

その後、担当課長より、提出資料に基づき、固定資産税の課税方法や今回の課税ミスにつながった入力処理作業が長年にわたって行われていなかった要因、今回の事案発生以降の経過、今後の還付処理の計算方法や還付の根拠となる要綱の改正内容などについて説明を受けたものであります。

各委員よりは、今回遡及できない平成15年度以前の課税誤りに対する考え方、公表までに相当の時間を要していた件、今後の還付に伴い予想される雑所得の扱いや、現況と課税地目の相違があった場合の対処方法、固定資産税等に係る返還金取扱要綱の改正の考え方を初めとして、様々な質問、意見、要望が出されたところであります。

総じて申し上げますと、今回の事案から見えた課題や再発防止のための体制、対策の徹底、事案が発生した場合の速やかな対処、あわせて年度末の還付作業に際しては、正確・迅速であることは当然として、過誤徴収者に対して丁寧な説明を行った上で、十分に理解を求めていくことなどであります。

更に、監視機能を持つ議会としての対応についても各委員より意見を求め、議論を交わしたところであります。

以上が、当委員会の中間報告であります。還付処理の状況確認や今後の再発防止策の検証、議会としての対応も含め、引き続き、委員会を開催し調査を行うことを申し添え、報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○副議長（吉田康市君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○副議長（吉田康市君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第1号の議案を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○副議長（吉田康市君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、4番、宗像芳男議員の説明を求めます。

4番、宗像芳男議員。

〔4番 宗像芳男君登壇〕

○4番（宗像芳男君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

平成29年2月24日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、籠田良作、同じく久野峻、同じく田村弘文、同じく竹川里志、同じく会田明生の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○副議長（吉田康市君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○副議長（吉田康市君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○副議長（吉田康市君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について、お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○副議長（吉田康市君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○副議長（吉田康市君） これで、定例会2月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎副議長挨拶

○副議長（吉田康市君） 定例会2月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議長が体調不良のため急遽欠席での本会議となりましたが、新年度当初予算を初め、全議案議了することができました。執行部におかれましては、今定例会での議案審議、各議における議員各位の発言の趣旨を十二分に踏まえられ、課題解決、調整、進展のため引き続きのご努力をお願いいたします。

春の足音が少しずつ近づいて参りますが、まだまだ寒い日が続くかと思えます。皆様におかれましても健康管理には十分留意をされましてご活躍されますことをお願い申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

きます。

ご精励まことにご苦労さまでございました。

◎町長挨拶

○副議長（吉田康市君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 平成29年小野町議会定例会 2月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、平成28年度各会計補正予算案件 8件、平成29年度一般会計外各会計当初予算案件 8件、条例制定案件 3件、条例の一部改正案件 5件、条例の廃止案件 1件、管理者の指定案件 1件、合計26案件をご提案申し上げたところでありますが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、ご議決を賜りましてまことにありがとうございました。

さて、私は来月 3月22日をもって 1期 4年の小野町長の任期を満了することとなります。1期 4年間私が仕事をすることができましたのは、議会議員の皆様には様々な案件につきましてご指導、ご協力をいただいたこと、更に町民の皆様は温かいご声援とご理解、ご協力があったることと、ここに改めて心から敬意と感謝を申し上げます。任期満了まで 1カ月を切りましたが、今後一日たりともおろそかにせず、町の将来をしっかりと見据え、引き続き町民が望むまちづくりに全力で取り組んで参りますので、議員各位の変わらぬご理解とご協力を改めてお願い申し上げます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○副議長（吉田康市君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時18分